

選挙管理委員の公募の決定について

「一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員候補者及び役員選出に関する規則」に基づき選挙管理委員の公募を実施していましたが、下記の3名に決定いたしましたことを報告します。

	会員名	会員番号
委員長	河本 信吾	31056
委員	藤原 志津子	25371
委員	毛利 庸靖	52228

2022年1月7日

一般社団法人兵庫県社会福祉士会
会員理事候補者・会員監事候補者 立候補者の公募について(公示)

選挙管理委員会

委員長 河本 信吾
委員 藤原 志津子
委員 毛利 庸靖

2022年度及び2023年度の役員選出について、「一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員候補者及び役員選出に関する規則第7条第3項」に基づき、会員理事・会員監事立候補者の公募を公示します。

つきましては、会員理事候補者・会員監事候補者に立候補される方は、下記及び「一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員候補者及び役員選出に関する規則」をご確認の上、立候補の手続きを行ってください。

記

1 役員区分と定数

- (1) 会員理事 定数 10名
- (2) 会員監事 定数 2名

2 任期 2年間

3 立候補受付開始日 2022年1月21日

4 立候補受付締切日 2022年2月11日

5 立候補手続き

立候補理由を明記した立候補届(様式1)に、3人の正会員から受領した推薦書(様式2)を添えて、下欄の選挙管理委員会まで郵送により提出すること。(2022年2月11日必着)

6 選出までの流れ 2022年3月26日 予算総会にて **選挙がある場合は立会演説会**
選挙がない場合は所信表明演説会

7 選出時期 2021年度決算総会時(2022年6月)

8 選出方法 総会出席者による投票及び期日前投票による(いずれも単記無記名投票)

9 立候補者の資格 2022年1月7日現在、本会の正会員として在籍していること。

提出先：〒651-0062

神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 選挙管理委員会

問い合わせ先：TEL 078-265-1330 FAX 078-265-1340(事務局)

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 役員立候補届

私は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員候補者及び役員選出に関する規則第6条第1項に基づき、2022年度役員改選の役員に立候補しますので、3名の正会員の推薦書を添えて届け出ます。

理事・監事の立候補区分*	会員理事 ・ 会員監事
--------------	-------------

NO.

(ふりがな) 氏名			性別*	年齢	歳
			男・女		
会員番号		勤務先名称及び 職種内容			
現住所地名 (市区町村名のみ)					
主な活動歴	社会福祉士会での活動歴				
	勤務先での職務経歴				
立候補の 理由・抱負	(200字以上 400字以内でお願いいたします)				
推薦者 (会員番号) 氏名	1. (No.)	2. (No.)	3. (No.)		

以上のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名(自筆) _____ ㊞

役員立候補届出をされる場合は、以下の内容を確認の上、届け出てください。

(1) 法律により、役員に就任できない者が決められています。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律から抜粋)

第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

1 法人（会社・団体）

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国法で同様の者

3 この法律や会社法などに違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

4 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

(2) 本会の規定により、役員に立候補する場合は、次の条件を満たすことが必要です。

(一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員選出に関する細則から抜粋)

第 9 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 選挙管理委員会が第 8 条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。

(2) 海外に在住していないこと。

(3) 本会の年会費が未納でないこと。

(3) その他、役員に立候補する場合は、次の点にご留意ください。

※理事会に必ず出席できること

一般社団法人では、理事会における書面出席や代理人による出席は、一切認められていません。

そのため、理事会に欠席されますと、理事会の成立要件である、理事の過半数による出席などの要件を満たさない恐れがあります。他の理事への迷惑や会の運営に支障を来たしますので、理事会には、必ず出席してください。

(4) 立候補届について

①届出用紙の*欄は、該当するものに○印をつけてください。

②届出にあたっては、会の定款・規則・細則を確認の上、行ってください。

③届出にあたり、正会員 3 名の推薦書を添えて届け出てください。また、その推薦書には、立候補者本人の捺印欄がありますので、忘れずに捺印してください。

④届出は、会の事務局へ郵送にて行ってください（締切日必着）。

(送付先)〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター5 階

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 選挙管理委員会 宛

(5) 掲載時期について

・このとり通信（春号）（4月上旬発送予定）

・兵庫県社会福祉士会ホームページ（会員専用ページ）5月予定

・6月総会議案集（5月下旬発送予定）

(6) 掲載方法について

このとり通信（春号）・ホームページ（会員専用ページ）・総会議案集での掲載内容は、ご提出いただいた「役員立候補届」・「役員立候補者推薦書」を PDF にし、そのまま掲載させていただきますので、ご了承ください。

なお、セキュリティ面を考慮して、連絡先・捺印部分については削除させていただきます。

※ホームページの掲載について支障のある方は、5月1日（土）までに本会事務局へご連絡をお願い致します（1日までにご連絡がない場合は、掲載のご承諾をいただいたと判断します）。

(7) 立候補者の方へ

・3月26日予算総会時のご挨拶のお願い

立候補者の皆様には、総会当日会員に向けて、選挙がある場合は立会演説を、選挙がない場合は所信表明演説をお願いしたいと考えております。（各候補者持ち時間3分以内とします）

【共通様式】

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 ブロック役員改選について

2022年1月10日

ブロック会則により、役員の任期は2年となっております。このため、本年は役員の改選の年になりますので、立候補者を募ります。

立候補される方は、所定の共通様式1（次頁）に従い記入の上、下欄の各ブロック事務所まで公募期間内に御返送くださいますようお願いいたします。

なお、現役員の方に対する再任についての妨げはございません。また、定数に満たない場合もしくは超えた場合は、ブロック総会において選出することとなります。

【各ブロック事務所及び公募期間】

ブロック名	住 所	F A X	公 募 期 間
阪 神	〒661-0961 尼崎市戸ノ内町 6-15-27 担当：原田 定道 E-mail: ymiharasino_oka@yahoo.co.jp		2月1日 (火) ～ 2月28日 (月)
神 戸	〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター 兵庫県社会福祉士会内	078-265-1340	
東 播	〒674-0051 明石市大久保町大窪 3104-1 社会福祉法人三幸福社会 特別養護老人ホーム清華苑 内 東播地区ブロック 事務局 田村 智之	078-934-0830	
西 は り ま	〒671-1116 姫路市広畑区正門通 1-8-10 きしソーシャルワーカー事務所 西はりまブロック事務局 岸 剛健	0791-52-4734	
丹 波	〒669-3464 丹波市氷上町石生 36-1 兵庫サポートセンター 担当:中川 優一 E-mail: hacsw.tanba@gmail.com		
但 馬	〒668-0337 豊岡市但東東里 61-2 担当:下中智晃 E-mail: avecmonmari@gmail.com	0796-56-0359	
淡 路	〒656-0051 洲本市物部 1-3-20 吉田麻希社会福祉士事務所内	0799-25-2480	

※メールアドレスの記載のあるブロックは、メールでの届け出も可能です。

※【共通様式1】のデータが必要な方は、事務局までお問い合わせください。

【共通様式1】

ブロック役員立候補届

○該当するものに○をつけてください。

【立候補するブロック】

- () 阪神ブロック (立候補区分あり)
- () 神戸ブロック (立候補区分あり)
- () 東播ブロック (立候補区分あり)
- () 西はりまブロック (立候補区分なし)
- () 丹波ブロック (立候補区分なし)
- () 但馬ブロック (立候補区分なし)
- () 淡路ブロック (立候補区分なし)

【立候補区分】(※立候補区分のないブロックの立候補者は、記載の必要はありません。)

- () ブロック理事
- () ブロック監事

私は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会ブロック役員に立候補します。

年 月 日

ふりがな		年齢	歳
氏名			
住所	〒		
連絡先 Eメール	TEL Eメール @		
勤務先	TEL		
入会	年 月 日	会員番号第	号
備考			

※ 公募期間内に郵送又はFAX、メールにて各ブロック事務所まで提出願います。

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員候補者及び役員選出に関する規則

規則第5号
2009年4月1日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款に基づき、役員候補者選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員候補者の種類)

第2条 この規則において役員候補者とは、理事候補者及び監事候補者をいう。

(理事の区分及び定数)

第3条 理事を次のとおり区分する。

- (1) 会員理事 6名以上10名以内で選挙管理委員会が告示した数
- (2) 会員地区ブロック推薦理事 7名

(監事の区分及び定数)

第4条 監事を次のとおり区分する。

- (1) 会員監事 2名

(役員候補者選出方法)

第5条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 役員候補者は立候補制とする。ただし、第3条、第4条の定数以下の場合、その者を役員候補者とする。第3条1号及び第4条の定数以上の場合、正会員による単記無記名選挙を行い、役員候補者を選出する。
- (2) 立候補者が定数に満たない場合は、不足する役員候補者数を対象に立候補の再受付を行う。
- (3) 前号の選出方法は、(1)号の規定に準ずるものとする。
- (4) 会員地区ブロック推薦理事候補者は、地区ブロックが推薦する者とする。

(会員理事候補者・会員監事候補者の立候補)

第6条 会員理事候補者・会員監事候補者に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者は、定款第5条第1項第1号に規定する正会員であること。
- (2) 第7条第4項に定める立候補受付期間内に立候補したこと。
- (3) 立候補手続を当会の定める方法（郵送の方法）により行ったこと。なお、締切日の消印は有効とする。
- (4) 所定の立候補届に立候補理由その他理事会が定める記載事項を明記した上で、立候補したこと。
- (5) 選挙管理委員でないこと。

2 立候補者は、立候補にあたり正会員3名の推薦者を必要とする。なお、推薦者は次の各号の要件を全て満たさなければならない。

(1) 所定の推薦書に推薦理由その他理事会で定める記載事項を明記すること。

(2) 推薦者1名につき、1名を超える推薦を行っていないこと。

(3) 当該選挙における立候補者でないこと。

(4) 選挙管理委員でないこと。

(選挙管理委員会)

第7条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会の委員定数は、3名とする。

3 選挙管理委員会は、会員理事・会員監事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。

4 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。

5 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、立候補者名簿をととのえなければならない。

(選挙管理委員)

第8条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し事務局で抽選により選出され、会長が委嘱する。

2 前項の公募方法等の細目については、理事会において別に定める。

3 選挙管理委員は、会員理事候補者・会員監事候補者に立候補し、または立候補者を推薦することができない。

4 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

5 選挙管理委員の任期は、その就任時から役員改選にかかる総会の当日までとする。

6 第1項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

(役員候補者名簿の公示)

第9条 選挙管理委員会は、第5条に規定する選挙を行う場合は、立候補者名簿を期日前投票の10日前までに、会員に送付しなければならない。

(役員候補者名簿の提出)

第10条 選挙管理委員会は、役員候補者が選出され次第、速やかに役員候補者名簿を理事会に提出しなければならない。

(役員を選出)

第11条 理事会は選挙管理委員会から提出された、役員候補者名簿を総会に提示し、議決を求めなければならない。

2 理事・監事は、前項の役員候補者名簿に記載された者について、総会の議決により選出する。

3 前項の総会の議決は、役員候補者名簿を一括して採決するものとする。

(役員の名簿の公表)

第12条 理事会は、会報等により役員名簿を次のとおり公表するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 勤務先名
- (4) 現住所地名（市区町村名のみ）
- (5) 役職名

2 会長は、前項各号の内容について役員に異動があったときは、速やかに最新の名簿情報を公表するものとする。

（欠員）

第13条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

（委任）

第14条 この規則に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

（改正）

第15条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、本会が設立した日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員選任については、原始定款の定めによる。
- 3 この規則は、2012年3月20日より施行する。
- 4 この規則は、2015年6月27日から施行する。

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員選出に関する細則

細則第1号
2010年1月23日制定

（目的）

第1条 この細則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）役員候補者及び役員選出に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、役員候補者選出に関する細則事項を定めることを目的とする。

（改選年）

第2条 役員改選は、西暦偶数年ごとに、その年の通常総会において行う。

2 理事会は、前項の改選実施について、その4ヶ月前から会員へ広報しなければならない。

（選挙管理委員の公募）

第3条 理事会は、規則第7条に規定する選挙管理委員会を設置するため、前条第1項に規定する改選年の1月末日までに、選挙管理委員の公募を開始しなければならない。

2 公募期間は、その都度理事会で定める。

（選挙管理委員の応募方法）

第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵

送またはFAX、Eメールにて提出しなければならない。

2 前項のうち、Eメールを利用する場合は、所定の応募用紙を添付しなければならない。

3 第1項の応募受付事務は、本会事務局が行う。

（選挙管理委員会の編成）

第5条 選挙管理委員会は、規則第8条第1項の規定により、応募者の中から抽選で3人を選出する。

2 抽選は、無作為な方法を用いて事務局が実施する。

3 事務局は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。

4 応募者が3人に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するものとする。

（選挙管理委員の名簿公表）

第6条 会長は、選挙管理委員の名簿が確定次第、遅くとも改選年の3月末日までに、会報等により会員に公表しなければならない。

（選挙の公示）

第7条 選挙管理委員会は、改選年の3月末日までに、規則第7条第3項の公示を行わなければならない。

（公示内容）

第8条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 理事候補者の区分並びに理事候補者・監事候補者の定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き
- (6) 選出時期
- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

（会員理事候補者・会員監事候補者の立候補資格要件）

第9条 規則第6条第1項第1号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第8条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 海外に在住していないこと。
- (3) 本会の年会費が未納でないこと。

（推薦者の要件）

第10条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第8条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費が未納でないこと。

(会員地区ブロック推薦理事候補者の立候補者資格要件及び選出方法)

第11条 規則第3条第1項第2号に基づく会員地区ブロック推薦理事候補者の資格要件は、第9条に準じ、地区ブロックにて候補者を選出する。

(立候補受付期間)

第12条 選挙管理委員会は、規則第7条第4項の規定に基づき、20日以上30日を超えない

い範囲で会員理事候補者・会員監事候補者の立候補の受付期間を定め、改選年の4月末日までにこれを完了させなければならない。

(立候補届様式)

第13条 会員理事候補者・会員監事候補者に立候補する者は、所定の「様式1」に立候補理由を明記し届け出なければならない。

2 立候補者の自署及び捺印のないものは無効とする。

(推薦書様式)

第14条 第10条に規定する会員理事候補者・会員監事候補者を推薦する者は、所定の「様式2」に推薦理由を明記して届け出なければならない。

2 推薦者の自署及び捺印のないものは無効とする。

3 立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第15条 会員理事候補者・会員監事候補者の立候補者は、第13条の立候補届を提出するときは、3人の正会員から第14条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第6条第1項第3号の提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。

(立候補者の名簿等情報の公表)

第16条 選挙管理委員会は、規則第9条の規定に基づき、会員理事候補者・会員監事候補者の立候補者の名簿等の情報を次のとおり会報等により会員に公表する。

- (1) 理事候補者・監事候補者の立候補区分
- (2) 氏名

(3) 性別

(4) 年齢

(5) 会員番号

(6) 勤務先名称及び職種内容

(7) 現住所地名(市区町村名のみ)

(8) 主な活動歴(社会福祉士会での活動歴及び勤務先での職務経歴)

(9) 立候補の理由・抱負

(10) 推薦者氏名・会員番号及び推薦理由

(投票及び投票方法)

第17条 規則第5条の規定に基づく、投票は、総会出席者による投票及び期日前投票とし、投票方法は次のとおりとする。

(1) 選挙は、あらかじめ指定された投票用紙に、立候補者の中から1名選択し、氏名を記入して投票する。

(2) 投票は単記無記名投票とする。

(3) 投票用紙に2名以上の氏名が記入された場合は、これを無効票とする。また、氏名の誤記入については、選挙管理委員会の判断に委ねる。

(4) 期日前投票は、郵便による投票とし、指定された期日までに到着したものを有効とする。

(役員候補者の決定)

第18条 役員候補者の決定は、次のとおりとする。

(1) 総会における投票数及び期日前投票の投票数の合計数が、第8条にて公示した定数に至るまでの上位者を役員候補者とする。なお、第8条にて公示した定数の順位となる者が複数のため第8条にて公示した定数を上回った場合は、同順位者を対象に、くじ引きにより決する。

(2) 候補者が定数を下回る場合は、立候補者を役員候補者とする。

(改廃)

第19条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、2010年1月23日から施行する。

2 この規則は、2013年12月21日から施行する。

3 この規則は、2015年4月18日から施行する。